

## 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」第6回都・区市町策定検討会議

### 1. 日時・場所

令和元年5月31日（金）13：15～14：45

都庁第二本庁舎31階特別会議室27

### 2. 出席者

別紙参加者名簿のとおり

### 3. 議題

(1) 基本方針（案）について

(2) その他

### 4. 配布資料

- ・「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」都・区市町策定検討会議設置要綱
- ・東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（案）
- ・東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（案）〔概要版〕（案）
- ・検討スケジュール

### 5. 議事録（質疑）

#### 練馬区

- ・都市計画道路と都市計画公園等との重複に関する方向性を示すとは、今すぐ都市計画変更するものではなく、双方の事業化の時に考えるものであり、都市計画公園等を変更するとした箇所でも都市計画道路が変更となることもあり得るという意味なのか。それとも、都市計画公園等を変更とした箇所は、方針については決定であり、変更する時期は今すぐではなく事業化の時という意味なのか。
- ・都市計画道路と都市計画公園等との重複箇所についての変更の方向性の分類で、「都市計画道路を変更する箇所」の分類を設けていない理由としては、P-56の注釈にある他の検証結果で道路が廃止されることによって計画が整合するからではなく、都市計画道路を変更することで様々な影響があることから原則的には都市計画道路を変更しないということではないか。
- ・都市計画公園を変更するにあたり、既に開園したものは機能に配慮するとし、未開園のものは機能の確保を前提とするとしているが、前提とするという表現は厳しいのでは。どちらも配慮するくらいの表現が良いのでは。
- ・P-72の技術革新による都市計画道路の機能・構造の変化に応じて都市計画道路の不断の見直しを行うとした記載について、地域のまちづくりの変化に応じて都市計画道路の必要性の検証を行うことと並列して記載すると、すぐに検討していくことのように誤解を招いてしまうため、すぐにやる話と将来の話は分けて書くべきである。

都市整備局都市基盤部街路計画課 街路計画調整担当課長

- ・都市計画道路と都市計画公園との重複箇所の方角性についてだが、変更の方角性は今回決定するが、関係機関との調整や都市計画変更については今後事業化する際に行うという意味で方角性としている。
- ・都市計画道路を変更する箇所がないのは、P-56の注釈にある他の検証結果で道路が廃止されることによって計画が整合するということもあるが、配慮事項に記載してあるように、都市計画道路の必要性が確認されていることに加え、道路線形の変更は、新たに都市計画道路区域に編入する箇所が発生し、周辺地域に大きな影響を及ぼす可能性があるというのが基本的な理由である。
- ・開園、未開園部分の記載については、確保を前提という表現と配慮するという表現は、ニュアンスの問題と思っている。
- ・技術革新の記載については、すぐに検討していくものとして捉えられないように、「また」から「なお」に変えるなどによって表現を工夫したいと思う。

#### 都市整備局 理事

- ・公園の検証にあたっての配慮事項に必要な内容が記載されているため、指摘のあった注釈については、このページに記載しない方がよいと思われる。
- ・前提と配慮の表現については、都市計画公園等の現状を確保することを前提としているものではなく、本文に記載されているとおり、都市計画公園等の機能を確保することを前提としているものであるのご理解いただきたい。
- ・P-72の技術革新の記載については、ご指摘の通りであり、「なお」や「今後中・長期的には」といった表現に修正する。

#### 練馬区

- ・方角性に分類された箇所について、今後、具体的にどのように検討を進めていくのか本文に記載することは可能か。
- ・P-59に都市計画道路と都市計画公園等との計画の整合についての記載があるが、「これによって計画が解消される箇所もあります」といった表現の方が良いのではないか。

#### 都市整備局都市基盤部街路計画課 街路計画調整担当課長

- ・都市計画変更に向けた具体的な検討については、今後、関係部署と調整することになるため、本文中に記載するのは難しいと考えている。
- ・P-59の記載内容については検討する。

#### 狛江市

- ・P-57の注釈の意味は、計画を変えていくことにより周辺のまちづくりが大きく変わることも想定されるため、地区計画等も活用して総合的にまちづくりを検討していくという理解でよいか。

#### 事務局（都市整備局都市基盤部街路計画課統括課長代理）

- ・地区計画を定める地域において、公園を含めて変更する可能性もあるため、こうした注釈を記

載しているが、注釈に入れるかどうかも含め、調整する。

都市整備局 理事

- ・本日頂いた意見については、早急に対応の方針を決め、お知らせしたい。

以上

## 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」

## 第6回都・区市町策定検討会議 東京都 出席者名簿

所 属		備 考
政策企画局	技術政策調整担当部長	
都市整備局	理事【座長】	
	企画担当部長	
	都市づくり政策部長	
	都市基盤部長	(欠席)
	交通政策担当部長	
	外かく環状道路担当部長	
	都市基盤部 街路計画課長 街路計画調整担当課長	(欠席)
都市整備局	市街地整備部長	
	防災都市づくり担当部長	(代理)
	市街地建築部長	
建設局	道路管理部長	
	道路保全担当部長	(代理)
	道路建設部長	
	道路計画担当部長	
建設局	公園計画担当部長	(代理)
港湾局	港湾整備部長	(代理)

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」

第6回都・区市町策定検討会議 区市町 出席者名簿

所 属		備 考
千代田区	環境まちづくり部長	(代理)
中央区	環境土木部長	(代理)
港区	街づくり事業担当部長	
新宿区	都市計画部長	(代理)
文京区	都市計画部長	(代理)
台東区	都市づくり部長	(代理)
墨田区	都市計画部長	
江東区	土木部長	(代理)
品川区	都市環境部長	
目黒区	都市整備部長	
大田区	まちづくり推進部長	
世田谷区	道路・交通政策部長	
渋谷区	土木部長	
中野区	都市基盤部長	(代理)
杉並区	土木担当部長	(代理)
豊島区	都市整備部長	(代理)
北区	まちづくり部長	
荒川区	防災都市づくり部長	
板橋区	都市整備部長	(代理)
練馬区	練馬区技監 都市整備部長事務取扱	
足立区	都市建設部長	(代理)
葛飾区	都市施設担当部長	(代理)
江戸川区	土木部長	(代理)

所 属		備 考
八王子市	都市計画部長	(代理)
立川市	まちづくり部長	(代理)
武蔵野市	都市整備部長	
三鷹市	都市整備部長	(代理)
青梅市	都市整備部長	(欠席)
府中市	都市整備部長	(代理)
昭島市	都市計画部長	
調布市	都市整備部長	(代理)
町田市	道路部長	
小金井市	都市整備部長	(代理)
小平市	都市建設担当部長	(代理)
日野市	まちづくり部長	(代理)
東村山市	まちづくり部長	
国分寺市	まちづくり部長	
国立市	都市整備部参事	
福生市	都市建設部長	(代理)
狛江市	都市建設部長	
東大和市	都市建設部長	
清瀬市	都市整備部長	
東久留米市	都市建設部長	
武蔵村山市	都市整備部長	
多摩市	都市整備部長	
稲城市	都市建設部長	
羽村市	都市建設部長	(代理)
あきる野市	都市整備部長	(欠席)
西東京市	まちづくり担当部長	
瑞穂町	都市整備部長	
日の出町	まちづくり課長	(欠席)

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」

第6回都・区市町策定検討会議 オブザーバー 出席者名簿

所 属		備 考
国土交通省 関東地方整備局	東京国道事務所 副所長	(代理)
	相武国道事務所 副所長	
	川崎国道事務所 副所長	